

1
第 1 設問 1 について
2
1 E の F に対する甲社株式の譲渡が甲社に対する関係で効力を生ずるか。
3
(1) 株券の交付
4
甲社は株券発行会社である（定款第 7 条）。よって、まず、株式を譲渡するた
5
めには、株券の交付が必要であるが（ <u>128 条 1 項本文</u> ）、本件では、E は F に
6
対して、株券を交付している。
7
(2) 株式譲渡の有効要件
8
甲社が、定款第 5 条で譲渡制限の規定を有しており、取締役会設置会社であ
9
ることから（定款第 8 条）、株式譲渡の効力が生じるためには、取締役会の承認
10
決議が必要であるが（ <u>136 条</u> ）、本件の場合、E が株式譲渡承認請求書を出し
11
てから、2 週間が経過しているので、 <u>145 条 1 号</u> により、承認をする旨の決
12
定をしたものとみなされるか、取締役会において、B と C に多数決に破れる危
13
険を感じて、A が取締役会に付議しなかったという経緯があることから問題と
14
なる。たしかに株式の譲渡制限の趣旨からすれば否定すべきとも考えうる。し
15
かし、株式譲受人 F を長く不安定な立場におかないことが、株式譲渡自由の原
16
則に資することから肯定すべきである。
17
(3) F は、株主名簿の名義書換（<u>130 条</u>）をしていないので、甲社に、
18
株式譲渡を対抗しえない。よって、E の F に対する甲社株式の譲渡が甲社に
19
対する関係で効力を生じない。
20
2 甲社が、平成 25 年総会において、F を株主として取り扱うことの当否
21
基準日の定めがなく、株主総会の当日の株主に議決権を行使させればよい。
22
そして、名義書換を会社に対する対抗要件とした趣旨は、株主関係における会
23
社の <u>事務処理の便宜</u> にあるから、会社から、名義書換未了者を株主として扱う

1
ことは妨げないと解する。よって、甲が、平成 25 年総会において、F を株主
2
として取り扱うことは妥当である。

3 第 2 設問 2 について

4 1 小問 (1) について

5
B (株主で原告適格あり) は、本件報酬決議の効力を否定するために、決議
6
から 3 カ月以内に限り、株主総会決議取消の訴えを提起することができる (8
7
31 条 1 項)。取消事由は、下記 (1) ないし (3) のとおりである。

8 (1) B の議決権行使を無効と扱ったこと

9
Q が有していた株式 120 個については、Q が死亡したことにより、子であ
10
る ABC が相続に基づいて包括承継し、各自 3 分の 1 の準共有持分を有する (民
11
法 898, 899, 900 条)。そして、本件の場合、Q の相続人 3 名の内、B
12
C 2 名の賛成により、権利行使者を B と定めて、甲に通知しているが (106
13
条)、議長である A は、Q が有していた株式 (120 個) についての B の議決権
14
行使を無効として扱った。かかる扱いは、決議の方法の法令違反とならないか。

15
株式を準共有している場合に権利行使者を定める行為は、管理行為に当たり、
16
民法 264 条、252 条により、持分に従って、その過半数をもって決するこ
17
とができると解する。準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定する
18
ことができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権
19
の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、
20
会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた 106 条の趣旨にも反する結果と
21
なるからである。よって、B の議決権行使を無効と扱った議長 A の対応は、決
22
議の方法が法令に違反することになるので、決議取消事由となる。

23
B (Q の 120 個分) の議決権行使を有効と扱えば、反対の議決権の数が 5

1
20 個（BC 合計 400 個 + Q の分 120 個）となり、賛成の数（ADF 合計
2
480 個）を上回るので、本件の決議の方法の法令違反は、決議に影響を及ぼ
3
す。よって、裁量棄却（831 条 2 項）はない。

4
(2) 甲は取締役会設置会社であり（定款第 8 条）、平成 25 年総会の招集通
5
知には、本件報酬決議が記載されていないにもかかわらず、決議がなされて
6
いる。株主総会では、招集通知に記載された事項しか株主総会で決議できな
7
いので（309 条 5 項。298 条 1 項 2 号）、決議方法が法令に違反している。
8
また、A の提案内容は、取締役全員の報酬の総額を 3 億円以内に引き上げる
9
というものであるが、甲の経営状態に関わる問題なので、その違反する事実
10
が重大であるというべきである。よって、裁量棄却が認められることはない
11
（831 条 2 項）。

12
(3) 特別利害関係（831 条 1 項 3 号）
13
A の報酬額が 2000 万円から 2 億円と大幅に増加していることから A が 特
14
別利害関係を有するのではないかが問題になる。たしかに、形式的には、総額
15
3 億円は、取締役全員の限度額である。しかし、平成 25 年総会の②の議案で、
16
取締役候補者として、A 側に立つ DG を加え、取締役会の多数を確保し、A の
17
報酬額を上げる手段として使われたという実質を合わせ考えると、特別の利害
18
関係を有するとみるべきであるし、報酬の金額からも、著しく不当な決議がな
19
されたというべきである。この場合、裁量棄却の適用はない。831 条 2 項は、
20
文言上、1 項 3 号を想定していないからである。

21
2 小問 (2) について
22
25 年報酬決議を取り消した場合、取消判決の遡及効（839 条 反対解釈）
23
により、ADG は、株主総会決議に基づかないで報酬の支払を受けたことにな

1
る。取締役の報酬を株主総会の決議事項とした趣旨はお手盛り防止にあるので、
2
株主総会決議がなければ、具体的な報酬請求権は発生しない（361条，33
3
0条，民法648条）。すなわち，25年報酬決議が取り消されると，23年報
4
酬決議が引続き効力を有していることになるが，報酬総額は6000万円以内
5
でなければならないところ（事実3），事実10の25年取締役会決議では，報
6
酬の合計は2億6700万円となり，23年報酬決議に反するため無効であり，
7
25年取締役会に基づく報酬支払は全て法律上の原因がないとみるべきである。
8
よって，甲社は取締役ADGに対して，支払済みの報酬全部を，不当利得（民
9
法703条）を根拠として返還請求をすることができる。

10 第3 設問3について

11 1 問題文前半について

12
本件では，AらとBらの経営陣に争いが生じ，新株が発行され，その結果，
13
Bらの株式保有割合が著しく低下したという不利益を受けることから「株主が
14
不利益を受けるおそれ」がある。平成25年3月17日という11の時点は，
15
払込期日（25年4月1日）の前であるから，募集株式の発行を阻止するため
16
には，募集株式発行差止請求（210条）ができるか，「著しく不公正な方法」
17
により行われたといえるか否かが問題となる。

18
会社支配の帰属をめぐる争いがあるときに，取締役が議決権の過半数を維持，
19
争奪するなどの不当目的達成動機が他の動機に優越する場合には，「著しく不
20
公正な方法」といえると解する。

21
これを本件についてみるに，BCにとっては，払込期日までの短い間に払込
22
み資金（高額）を用意することはできず，他方で，ADEは，高額の実取締役報
23
酬を払込期日に得て，同日，全額を払い込むことができたのであるから，AD

1
E に、議決権の多数を把握しようとする不当目的達成動機があることは明らか
2
である。資金源の大部分は、高額取締役報酬であり、その出所は甲であるの
3
だから、資金調達目的があるとはいえない。不当目的達成動機が他の目的に優
4
越するので、「著しく不公正な方法による発行」にあたる。

5
よって、募集株式発行差止請求をすることができる。そして、B に生じる著
6
しい損害または急迫の危険を避けるという保全の必要性があるのだから、仮の
7
地位を定める仮処分の申立をすることができる（民事保全法 23 条 2 項）。

8 2 問題文後半について

9
平成 25 年 4 月 1 日という 12 の時点は、払込期日であり、問題の指定は、
10
その後の時点における募集株式の発行の効力を否定するための手段であるから、
11
募集株式発行無効の訴えが提起できるか（828 条 1 項 2 号）、1 の不公正発行
12
が無効原因となるかが問題となる。

13
甲のような非公開会社については、募集事項を株主総会特別決議で決定する
14
ことが原則であると定められている（199 条 2 項、309 条 2 項 5 号、20
15
1 条と対比）。この趣旨は、会社の支配権に関わる持株比率の維持に係る既存株
16
主の利益の保護を重視することにある。公開会社が資金調達の一環として取締
17
役会による業務執行に準じるものとして扱われるのとは異なる側面がある。

18
本件の場合、たしかに、株主割当による募集株式発行であるから、持ち株比
19
率の維持という観点で問題がないようにも思える。また、新株発行により形成
20
された法律関係の安定性を重視すべきであるとの見方も成り立つ。しかしなが
21
ら、1 で述べたように、事実上 B 及び C が、資金を用意することができないよ
22
うな手段を用いて募集株式の発行をしたのであるから、持ち株比率の維持とい
23
う既存株主の利益が根本的に害されている。よって、1 の不公正発行は、無効

1
原因となると解すべきである。公開会社であれば、取引の安全という観点から、
2
無効原因を制限的に解する必要があるが、株式の譲渡制限が定款に規定されて
3
いる甲社では、株式が、当初の引受人またはその者からの悪意の譲受人の下に
4
とどまっていることが多く、そのような株式には、譲受人の <u>取引の安全</u> への配
5
慮は不要である。
6
以 上
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23